

## さいたま市地域脱炭素共創推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「さいたま市地域脱炭素共創推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、さいたま市のゼロカーボンシティ(2050年温室効果ガス排出実質ゼロ)及び我が国全体の脱炭素社会の実現に向けて、エネルギーの地産地消の推進及び再生可能エネルギーの導入拡大並びにさいたま市の地域特性を踏まえた地域脱炭素(地域課題の解決による暮らしの質の向上)に向けた取組を共に考え、共に創りあげていくことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ゼロカーボンシティ実現に向けた施策の推進に関する事
- (2) ゼロカーボンシティ実現に向けて必要な情報の提供及び意見の交換並びに情報発信に関する事
- (3) 地域脱炭素の推進に関する事
- (4) イノベーションの創出及び人材育成に関する事
- (5) 上記を始めとした「地域循環共生圏」の実現を契機とする、環境・経済・社会の統合的取組の推進に関する事
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(代表)

第4条 協議会の代表者として会長1名を置き、さいたま市長をもって充てる。  
2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(構成)

第5条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同し、その推進に取り組む、または取り組もうとする、市、大学、企業、団体等のうち、この規約を順守する次の会員をもって構成する。

- (1) 運営委員  
別表に掲げる大学・企業
- (2) パートナー会員  
ゼロカーボンシティ実現に共に取り組む(自ら取組を推進又は必要な技術や知見を提供等)大学・企業・団体等
- (3) サポート会員

ゼロカーボンシティ実現に共に取り組もうとする（自ら取組を推進又は必要な技術や知見を提供等）大学・企業・団体等

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し開催する。

- 2 協議会は、地域脱炭素に関する事業を円滑に実施するため、運営委員会を設置する。
- 3 運営委員会は、運営会員をもって構成する。

（共創推進プラットフォーム）

第7条 協議会は、事業化に向けた具体的な検討・実施・調査研究、各分野における取組についての情報共有、分野間の連携の促進等を図るため、共創推進プラットフォームを設置する。

- 2 共創推進プラットフォームは、パートナー会員をもって構成する。

（プロジェクトチーム等）

第8条 協議会は、事業を専門的に実施するため、パートナー会員の一部により組織された部会又はプロジェクトチームを設置する。

- 2 会員は、部会又はプロジェクトチームの設置を提案できる。

（アドバイザー）

第9条 協議会は、専門分野における技術的助言等を求めるため、学識経験者等のアドバイザーを置くことができる。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課に置く。

- 2 企業・団体等の知識やノウハウ、先端技術等の強みを最大限生かし、新たな価値創出に向けて、共に考え、共に創る共創を推進するため、共同事務局を置くことができる。
- 3 共同事務局に関する事項については、会長が別に定める。
- 4 プロジェクトチームの事務局は、提案会員が協議会事務局と連携して行う。

（入退会）

第11条 協議会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

- 2 会員が協議会を退会しようとするときは、その旨を書面により事務局に届けなければならない。
- 3 会長は、企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、入会申込書を受

理しないものとする。

- (1) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団
  - (2) その構成員の内にさいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者を含む団体
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っている者と認められる者
  - (4) その他、会長が不相当と判断する者
- 4 会長は、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該企業等の登録を取り消すものとする。

（秘密保持）

第12条 会員は、協議会を通じて知り得た情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者の同意を得た場合はこの限りでない。

（規約の制定改廃）

第13条 この規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

団体名等
さいたま市
国立大学法人埼玉大学
学校法人芝浦工業大学
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社